明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○日本農林規格等に関する法律施行規則（**財務・農林水産**三）　一
○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五〇）　二〇
○道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（**国土交通**六六）　三
〔告　示〕
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、酒類における有機の表示基準を定める件（**国税庁**三二）　三五
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**厚生労働**二七七）
○特定水産資源（あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一四〇七）　三六
○道路運送法施行規則第五十一条の十八の運行管理の責任者の講習を定める告示（**国土交通**九六三）　三七
○自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示（**同**九六四）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（**防衛**二二二）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
令和三事業年度独立行政法人日本学生支援機構の財務諸表関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○**財務農林水産省令第三号**

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）及び日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本農林規格等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年九月七日

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎

日本農林規格等に関する法律施行規則

（農林物資の品質等に準ずる事項）

第一条　日本農林規格等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、農林物資、農林物資の取扱い等（同項第二号に規定する農林物資の取扱い等をいう。以下同じ。）又は試験等（同項第三号に規定する試験等をいう。以下同じ。）に関する用語とする。

（手続の進捗状況に関する情報の公表）

第二条　主務大臣は、法第三条（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止（以下「確認等」と総称する。）に関する手続の進捗状況に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（日本農林規格調査会への諮問）

第三条　主務大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見を求める手続を行った上で、日本農林規格調査会の審議に付すものとする。

２　主務大臣は、日本農林規格の案について日本農林規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　当該日本農林規格の案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果

二　前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果

（日本農林規格の制定又は確認等の申出）

第四条　法第四条第一項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないように当該原案を作成しなければならない。

第五条　法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一　申出人の氏名又は名称及び住所並びに申出人の従事している事業の種類とその内容

二　制定又は確認等をしようとする日本農林規格に係る農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別

三　制定、確認、改正又は廃止の理由

四　当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概要

五　制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的に利害関係を有する者の意見の概要